理口座開設届出書の提出に代えて、当該特定管理口座開設届出書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第二十五条の十の十を除き、以下この節において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、当該特定管理口座開設届出書を提出したものとみなす。

第二十五条の八の四第二項中「第二十五条の八の二第八項」を「第二十五条の八の二第九項」に改める。

第二十五条の十の二第六項中「第二十五条の十の九まで」の下に「、第二十五条の十の十一及び第二十五条の十の十三」を加え、「を提出しなければ」を「の提出（当該特定口座開設届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該特定口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条から第二十五条の十の九まで、第二十五条の十の十一及び第二十五条の十の十三において同じ。）をしなければ」に改め、同条第十項第一号中「（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。同項及び第二十五条の十の九において同じ。）」を削り、同条第十四項中「ものに限る。）」の下に「同項第十号の二に規定する合併等により取得した同号に規定する合併法人等新株予約権等のうち株式交換若しくは株式移転により取得したもの（上場株式等に該当するものに限る。）」を加え、「同項第十一号の」を「同項第十号の二の居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者が当該合併法人等新株予約権等の取得の基因となつた同号に規定する旧新株予約権等の取得をした日、同項第十一号の」に改め、同条第十五項第五号中「株式の」を「株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の」に改め、同項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等である新株予約権又は新株予約権付社債（以下この号において「旧新株予約権等」という。）につき当該旧新株予約権等を有する者が当該旧新株予約権等を発行した法人を所得税法施行令第百十六条に規定する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする同条に規定する合併等（当該合併等により当該旧新株予約権等に代えて当該合併等に係る同条に規定する合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の新株予約権又は新株予約権付社債（以下この号において「合併法人等新株予約権等」という。）のみの交付がされるものに限る。）により取得する当該合併法人等新株予約権等で、当該合併法人等新株予約権等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

第二十五条の十の二第十五項第十五号中「を提出した」を「の同号に規定する提出をした」に改め、同項第二十四号中「開設する非課税口座」の下に「に設けられた非課税管理勘定（法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税管理勘定をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同号イ中「非課税口座に係る」を「非課税口座に設けられた非課税管理勘定に係る」に、「移管する旨」を「移管することを依頼する旨」に改め、「及び数」の下に「又は価額」を加え、同号ロ中「当該非課税口座」の下に「に設けられた非課税管理勘定」を、「の非課税口座内上場株式等」の下に「で当該非課税管理勘定に係るもの（当該移管がされる日に法第三十七条の十四第五項第二号イ⑵の規定による移管がされるものを除く。）」を加える。

第二十五条の十の四第一項及び第二項中「を提出した」を「の提出をした」に改め、同条第三項中「特定口座開設届出書」の下に「（電磁的方法により提供された当該特定口座開設届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この節において同じ。）を含む。第二十五条の十の六及び第二十五条の十の九第五項において同じ。）」を加え、「同条第四項」を「法第三十七条の十一の三第四項」に改める。

第二十五条の十の五第一項中「を提出した」を「の提出をした」に改め、同条第二項中「を提出した」を「の提出をした」に改め、同項第二号中「を提出する」を「の提出（当該出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出に代えて行う電磁的方法による当該出国口座内保管上場株式等移管依頼書に記載すべき事項の提供を含む。次項において同じ。）をする」に改め、同条第三項中「を提出する」を「の提出をする」に改め、同項第一号中「株式の」を「株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　当該出国口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等である第二十五条の十の二第十五項第十号の二に規定する旧新株予約権等を発行した法人を同号に規定する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする同号に規定する合併等により取得する同号に規定する合併法人等新株予約権等で、当該合併法人等新株予約権等の当該出国口座への受入れを、当該振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

第二十五条の十の六中「を提出した」を「の提出をした」に改める。

第二十五条の十の七第一項中「を提出した」を「の提出をした」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十五条の十の八中「を提出した居住者」を「の提出をした居住者」に改める。

第二十五条の十の九第一項中「を提出して」を「の提出をして」に改め、同条第三項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五項において同じ。）」を削り、同条第五項中「出国口座内保管上場株式等移管依頼書」の下に「（電磁的方法により提供された当該出国口座内保管上場株式等移管依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、「、特定口座取引継続届出書」を削る。

第二十五条の十の十第一項中「（第二十五条の十の七第三項の規定により特定口座廃止届出書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「特定口座年間取引報告書」を「法第三十七条の十一の三第七項の報告書（以下この条において「特定口座年間取引報告書」という。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十五条の十の十一第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十五条の八の二第八項の規定は、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出と併せて特定口座開設届出書の提出をしようとする場合について準用する。

第二十五条の十の十三第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十五条の八の二第八項の規定は、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出と併せて特定口座開設届出書の提出をしようとする場合について準用する。

第二十五条の十三第五項中「その年分の同項第三号」を「当該口座開設年の属する同項第三号に規定する勘定設定期間（以下この項及び第十二項において「勘定設定期間」という。）の同号」に、「非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に、「、口座開設年」を「当該勘定設定期間の開始の日の属する年」に、「当該口座開設年の」を「当該提出がされた日の属する年の翌年」に改め、同条第八項中「次項各号」を「第十項各号」に改め、同条第十三項を削り、同条第十二項中「の同項に」を「の同条第五項第三号に」に、「、同項に」を「、同条第六項に」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第三十七条の十四第六項に規定する平成二十五年一月一日において国内に住所を有しない者に係る」を「第三十七条の十四第五項第三号に規定する」に、「当該」を「同号の」に、「同年一月一日」を「同号の書類に記載された勘定設定期間の同号イからハまでに掲げる期間の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める日」に、「同項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「で非課税口座」を「で当該各号に規定する非課税管理勘定」に、「当該非課税口座に」を「当該非課税管理勘定に」に、「当該非課税口座から」を「当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項第一号中「開設する非課税口座」の下に「に設けられた非課税管理勘定」を加え、「株式の」を「株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の」に、「非課税口座へ」を「非課税管理勘定へ」に改め、同項第二号から第六号までの規定中「開設する非課税口座」の下に「に設けられた非課税管理勘定」を加え、「非課税口座へ」を「非課税管理勘定へ」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「二以上の非課税口座（」を